

会 議 録 (要旨)

会 議 名	瑞穂町行政評価委員会 第37回補助金等審査分科会
開 催 日 時	令和6年8月27日(火) 午前11時15分から11時39分まで
開 催 場 所	町民会館 1階 第2会議室
出席者及び 欠 席 者	(行政評価委員) 出席者：木村委員(分科会長)、池田委員(副分科会長)、上坂委員、橋爪委員、吉川委員 (部長職) 出席者：小作企画部長、福島福祉部長、横沢都市整備部長、目黒教育部長 欠席者：古川住民部長、宮坂協働推進部長 (説明員) 工藤健康課長、榎本ワクチン接種事業担当主査 (事務局) 町田企画政策課長、渡辺企画推進係長、企画推進係鈴木
配 布 資 料	【事前配付】 ・ 審査・報告事項一覧 ・ 新型コロナウイルス感染症定期予防接種助成事業審査書 ・ 幼児インフルエンザ任意予防接種助成事業審査書 【当日配付】 ・ 事前質問一覧 ・ 事前質問回答一覧 ・ 瑞穂町におけるB類疾病予防接種補助事業一覧
議 題	議題1 補助金等審査 (審査事項) 6 審査-1 新型コロナウイルス感染症定期予防接種助成事業 【福祉部 健康課】 (報告事項) 6 報告-1 幼児インフルエンザ任意予防接種助成事業 【福祉部 健康課】
傍 聴 者	0 名
審 議 経 過 (主な意見等を 原則として発言 順に記載。同一 内容は一つにま とめた。)	1 開会 木村分科会長により会議の成立、公開についての説明が行われ、会議が進められた。また、町田企画政策課長より会議資料についての説明が行われた。 2 議題 木村分科会長により議事が進められた。 議題1「補助金等審査」 (審査事項) 6 審査-1 新型コロナウイルス感染症定期予防接種助成事業

○審査案件についての説明要旨

(工藤健康課長)

特例臨時接種として令和5年度末まで全額公費負担で行ってきたが、令和6年度以降は予防接種法上の位置づけを変更し、定期予防接種として実施することとなった。

定期接種対象者は、①65歳以上の者、②60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者となっており、町の助成事業の対象も同様である。

この事業は、①対象者の負担軽減と②重症化リスクが高いとされる高齢者の接種率の低下を抑え、感染症のまん延防止を図ることを目的としている。

対象者の利便性を考慮し、高齢者インフルエンザ予防接種と同様に西多摩圏域8市町村間での相互乗入れによる接種体制の構築について調整し、自己負担額・公費助成額についても8市町村間で統一を図る。

実施期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までとなっており、一人当たりの助成回数は1回としている。

○各委員からの事前質問について

(池田副分科会長)

新型コロナウイルス感染症以外のB類疾病に対して、町では予防接種助成事業等を行っているのか。

(榎本ワクチン接種事業担当主査)

高齢者インフルエンザ定期予防接種及び高齢者肺炎球菌感染症予防接種に対する助成事業を実施している。

助成内容は、資料3瑞穂町におけるB類疾病予防接種補助事業一覧に記載のとおり。

(池田副分科会長)

新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る費用は西多摩地域で一律となるのか。また、実際の金額が分かれば、知りたい。

(榎本ワクチン接種事業担当主査)

予防接種費用は西多摩地域で一律となっている。自己負担額が3,500円、公費負担額が11,800円となっている。なお、国から示された標準的な接種費用(見込)は、15,300円程度となっている。

(池田副分科会長)

季節性インフルエンザの助成事業の内容については、西多摩地域で一律

という認識でよいか。
(榎本ワクチン接種事業担当主査)
お見込みのとおり。

○各委員からの意見及び質問について

(池田副分科会長)

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について、以前にかかりつけの病院で実施していなかったため、他の病院で接種を行った。その際に、病院での対応があまり良くなかった。そういうことのないように、行政側から体制の整備など働きかけを行うことは可能か。

(工藤健康課長)

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、町の医師会の協力もあり、多くの医療機関で実施することができた。しかし、これまでのワクチンであるmRNAワクチンについては、接種後15分以上30分以下程度の経過観察時間を設けなければならなかったため、待機場所の問題から実施できない医療機関も存在した。今後のワクチン接種の対応については、まだ国が明らかにしていないが、町から医療機関へ交渉し、出来る限り多くの場所で接種を行うことができるよう努めていきたい。

また、かかりつけではない医療機関での接種については、他にも同様の意見を聞いているため、医師会へも伝えていく。

(木村分科会長)

委員の質問については終了した。この審査事項への賛成もしくは反対についての各委員の見解を求める。

(池田副分科会長)

この事業の実施について、賛成する。重症化リスクの高い高齢者にとっては、非常にありがたいものである。

(吉川委員)

私も賛成する。可能であれば、全年齢を対象として欲しいという気持ちは多少ある。

(橋爪委員)

賛成する。住民の健康を維持するために有効な事業であると思う。

(上坂委員)

私も賛成する。国の動向もあると思うが、全年齢が対象となると良いなと思う。

(木村分科会長)

私も賛成する。現在、物価が高騰している。この事業を実施することにより、過度な受診控えや生活費への影響を軽減することができると思う。

各委員の見解は、賛成5人、反対0人となった。この結果をもとに各委員の意見をまとめ、池田行政評価委員長及び補助金等審査分科会長の私が内容を確認したのち、町長に報告することとする。

審査事項に引き続き、報告事項の説明が行われた。

(報告事項)

6 報告-1 幼児インフルエンザ任意予防接種助成事業

(町田企画政策課長)

この助成事業については、令和2年9月に書面で開催した第21回補助金等審査分科会において審査を行った。これまで、予防接種1回にあたり、被接種者は実際の金額から町の助成額である1,000円を除いた金額での接種が可能であったが、都が区市町村に対して、助成額の2分の1を補助することとなったため、町から被接種者に対する助成額を2,000円に増額する。

また、対象者についても1歳から6歳までを対象者としていたが、生後6か月から6歳までに対象を拡大する。生後6か月としている理由は、幼児へのインフルエンザ予防接種が可能となる最少年齢であるためである。町で、この助成事業を開始した当初は、インフルエンザの他に生後6か月程度の幼児が接種する予防接種が多数あることから、インフルエンザの予防接種をする人が少ないのではないかと懸念があり、1歳以上を対象者としていた。

しかし、この助成事業が、東京都の補助事業の対象となり、町の助成額についても見直しをすることから、対象年齢についても見直しを行い、できるだけ多くの人に接種機会を増やす視点から、接種可能な最少年齢まで引き下げることとなった。

○各委員からの事前質問について

(池田副分科会長)

幼児インフルエンザの予防接種に係る費用は西多摩地域で一律となるのか。また、実際の金額が分かれば、知りたい。

(町田企画政策課長)

予防接種にかかる費用については、西多摩地域で統一していない。医療機関によっても費用は異なるため、実際の金額をお示しすることは難しい

が、助成事業を検討する際には3, 500円程度を1回あたりの接種にかかる費用として想定している。

なお、西多摩地域でこの助成事業を実施している自治体は、瑞穂町以外では、奥多摩町及び檜原村のみとなっている。

○各委員からの意見及び質問について

特になし

3 その他

(町田企画政策課長)

今後の補助金等審査分科会の開催は、11月及び2月での開催を予定している。

緊急の案件等ある場合には、今回同様に協力いただきたい。

閉会 午前11時39分